

事務所費

電気料
低圧(従量)

充当割合: 政務活動費以外が含まれるので案分

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5
ご契約種別 従量電灯
平成 30年 4月分

領収金額	3,786 円
料金	3,380 円
再エネ賦課金	389 円
延滞利息額	37 円

【再掲】
消費税等相当額 277 円
燃料費調整額 -51.82 円

ご使用量 140 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月17日	日附印
金融機関取扱期限日	5月25日	出納済
コンビニ等取扱期限日	6月6日	30. 4. 20

沖縄電力株式会社 名護支店

4月分案分 ¥1,874

$(3,786 - 37) \div 2 = 1,874$

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5
ご契約種別 従量電灯
平成 30年 5月分

領収金額	3,715 円
料金	3,318 円
再エネ賦課金	397 円

【再掲】
消費税等相当額 275 円
燃料費調整額 -30.11 円

ご使用量 137 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月18日	日附印
金融機関取扱期限日	6月29日	出納済
コンビニ等取扱期限日	7月8日	30. 5. 29

沖縄電力株式会社 名護支店

5月分案分 ¥1,857

$(3,715) \div 2 = 1,857$

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5
ご契約種別 従量電灯
平成 30年 6月分

領収金額	10,416 円
料金	9,396 円
再エネ賦課金	1,020 円

【再掲】
消費税等相当額 771 円
燃料費調整額 -86.84 円

ご使用量 352 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月18日	日附印
金融機関取扱期限日	7月27日	出納済
コンビニ等取扱期限日	8月7日	30. 7. 27

沖縄電力株式会社 名護支店

6月分案分 ¥5,208

$(10,416) \div 2 = 5,208$

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-1-5
ご契約種別 従量電灯
平成 30年 7月分

領収金額	11,624 円
料金	10,496 円
再エネ賦課金	1,128 円

【再掲】
消費税等相当額 881 円
燃料費調整額 -73.87 円

ご使用量 389 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月16日	日附印
金融機関取扱期限日	8月24日	出納済
コンビニ等取扱期限日	9月5日	30. 8. 20

沖縄電力株式会社 名護支店

7月分案分 ¥5,812

$(11,624) \div 2 = 5,812$

コンビニエンスストア・MMK端末設置店専用振込票
(BILL accepted at convenience store)

※コンビニ等取扱期限日
(Last Date at Convenience stores) 30年 10月 23日
(Yr) (Mo) (D)

(注)上記期限日まではコンビニエンスストア等でのお支払いが可能です。

未松 文信 様

平成30年 8月分 (Month of Issue)	送達金額 14,593 円	消費税等 1,080 円
電気番号 (Customer Number)	店所	作業区
60269- 119-1-5	600	0960
ご契約名義	未松 文信	
専用連絡先	沖縄電力株式会社 名護支店 0570-036-300 (コールセンター)	

【電気料金振込受領証】 (PHS・IP電話 098-993-7777)
上記お振込金額を受領いたしました。
被振込人 沖縄電力株式会社

お客様専用

8月分案分 ¥7,296

$(14,593) \div 2 = 7,296$

充当割合 * (15/10) (政務活動のみ全額充当)

事務所費

電気料
低圧従量

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 80289-119-1-5
ご契約種別 従量電灯
平成 30年 9月分
領収金額 15,883 円
料金 14,210 円
再エネ賦課金 1,473 円

【再掲】
消費税等相当額 1,181 円
燃料費調整額 81.23 円

ご使用量 508 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	10月18日	目附印
金融機関取扱期日	10月29日	出納済
コンビニ等取扱期日	11月 8日	30.10.15

神興電力株式会社 名護支店

9月分 15% ¥784
(15,883 × 1/2 = 784)

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 80289-119-1-5
ご契約種別 従量電灯
平成 30年10月分
領収金額 6,451 円
料金 5,729 円
再エネ賦課金 632 円
燃料費調整額 90 円

【再掲】
消費税等相当額 471 円
燃料費調整額 115.51 円

ご使用量 218 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	11月18日	目附印
金融機関取扱期日	11月28日	出納済
コンビニ等取扱期日	12月 6日	30.11. 8

神興電力株式会社 名護支店

10月分 15% ¥3,180
(6,451 - 90 × 1/2 = 3,180)

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 80289-119-1-5
ご契約種別 従量電灯
平成 30年11月分
領収金額 3,793 円
料金 3,402 円
再エネ賦課金 391 円

【再掲】
消費税等相当額 280 円
燃料費調整額 109.31 円

ご使用量 135 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	12月17日	目附印
金融機関取扱期日	12月27日	出納済
コンビニ等取扱期日	1月 8日	30.12. 10

神興電力株式会社 名護支店

11月分 15% ¥1,896
(3,798 × 1/2 = 1,896)

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 80289-119-1-5
ご契約種別 従量電灯
平成 30年12月分
領収金額 4,014 円
料金 3,620 円
再エネ賦課金 411 円
調整金額 -17 円

【再掲】
消費税等相当額 298 円
燃料費調整額 132.06 円

ご使用量 142 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	1月17日	目附印
金融機関取扱期日	1月26日	出納済
コンビニ等取扱期日	2月 6日	31. 1. 21

神興電力株式会社 名護支店

12月分 15% ¥2,007
(4,014 × 1/2 = 2,007)

事務所費

電気料
低圧(従量)

充当割合:政務活動費以外が含まれるので案分

電気料金払込受領証

末松 文信 様
電気番号 60289-119-1-5
ご契約種別 従量電灯
平成 31年 2月分

領収金額	3,029 円
料金	2,718 円
再エネ賦課金	310 円

【再掲】
消費税等相当額 224 円
燃料費調整額 139.12 円

ご使用量 107 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼入替)

支払期日	3月10日
金融機関取扱期限日	3月26日
コンビニ等取扱期限日	4月7日

神崎電力株式会社 名護支店

電気料金払込受領証

末松 文信 様
電気番号 60289-119-1-5
ご契約種別 従量電灯
平成 31年 3月分

領収金額	3,401 円
料金	3,051 円
再エネ賦課金	350 円

【再掲】
消費税等相当額 251 円
燃料費調整額 150.04 円

ご使用量 121 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼入替)

支払期日	4月15日
金融機関取扱期限日	4月25日
コンビニ等取扱期限日	5月5日

神崎電力株式会社 名護支店

2月分 額 5% ¥1514

(3,029 ÷ 2 = 1514)

3月分 額 ¥1700

(3,401 ÷ 2 = 1700)

充当割合: 政務活動費以外が含まれるので案分

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 60269- 119-2-4
ご契約種別 低圧電力
平成 30年 4月分

領収金額	4,237 円
料金	4,129 円
再エネ賦課金	76 円
延滞利息額	32 円

【再掲】
消費税等相当額 311 円
燃料費調整額 -10.73 円

ご使用量 29 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月17日	日 附 印 出納済 30. 4. 20 沖縄海邦銀行 やんばる支店 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	5月25日	
コンビニ等 取扱期限日	6月 6日	
沖縄電力株式会社 名護支店		

4月分 料率 ¥2,102

(4237 - 32) ÷ 2 = 2102

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 60269- 119-2-4
ご契約種別 低圧電力
平成 30年 5月分

領収金額	4,166 円
料金	4,091 円
再エネ賦課金	75 円

【再掲】
消費税等相当額 308 円
燃料費調整額 -5.72 円

ご使用量 28 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月18日	日 附 印 出納済 30. 5. 29 沖縄海邦銀行 やんばる支店 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	6月28日	
コンビニ等 取扱期限日	7月 8日	
沖縄電力株式会社 名護支店		

5月分 料率 ¥2,082

(4166 ÷ 2 = 2082)

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 60269- 119-2-4
ご契約種別 低圧電力
平成 30年 6月分

領収金額	4,593 円
料金	4,446 円
再エネ賦課金	147 円

【再掲】
消費税等相当額 340 円
燃料費調整額 -9.69 円

ご使用量 51 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月18日	日 附 印 出納済 30. 7. 27 沖縄海邦銀行 やんばる支店 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	7月27日	
コンビニ等 取扱期限日	8月 7日	
沖縄電力株式会社 名護支店		

6月分 料率 ¥2,296

(4593 ÷ 2 = 2296)

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 60269- 119-2-4
ご契約種別 低圧電力
平成 30年 7月分

領収金額	5,037 円
料金	4,826 円
再エネ賦課金	211 円

【再掲】
消費税等相当額 373 円
燃料費調整額 -13.87 円

ご使用量 73 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月16日	日 附 印 出納済 30. 8. 20 沖縄海邦銀行 やんばる支店 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	8月24日	
コンビニ等 取扱期限日	9月 5日	
沖縄電力株式会社 名護支店		

7月分 料率 ¥2,518

(5037 ÷ 2 = 2518)

コンビニエンスストア・MMK端末設置店専用振込票

(BILL accepted at convenience store)

※コンビニ等取扱期限日 30年 10月 23日
(Last Date at Convenience stores) (Yr) (Mo) (D)

(注)上記期限日まではコンビニエンスストア等でのお支払いが可能です。

未松 文信

様

平成30年 8月分 (Month of Issue)					
振込金額	7,477 円	手数料等	553 円		
電気番号 (Customer Number)	60269- 119-2-4	店所	600 0960	作業区	
ご契約名義	末松 文信				
専用連絡先	沖縄電力株式会社 名護支店 0570-036-300 (コールセンター)				

【電気料金振込受領証】(PHS・IP電話 098-993-7777)
上記お振込金額を受領いたしました。
被振込人 沖縄電力株式会社

お客さま用



8月分 料率 ¥3,738

(7477 ÷ 2 = 3738)

充当割合 * (5/10) (政務活動のみ全額充当)

事務所費
電気料
低圧従量

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 80269-119-2-4
ご契約種別 低圧電力
平成 30年 9月分

領収金額	6,257 円
料金	5,868 円
再エネ賦課金	391 円

【再掲】
消費税等相当額 483 円
燃料費調整額 21.80 円

ご使用量 135 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	10月19日	日 附 印
金融機関取扱い期日	10月29日	出納済
コンビニ等取扱い期日	11月 8日	30.10.15

神鋼電力株式会社 名護支店
税入印 税務課付欄

9月分 割合 5% ¥3,128
 $(6,257 \div 2) = 3,128$

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 80269-119-2-4
ご契約種別 低圧電力
平成 30年10月分

領収金額	4,570 円
料金	4,399 円
再エネ賦課金	124 円
延滞利息額	47 円

【再掲】
消費税等相当額 335 円
燃料費調整額 22.79 円

ご使用量 43 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	11月16日	日 附 印
金融機関取扱い期日	11月26日	出納済
コンビニ等取扱い期日	12月 6日	30.11. 8

神鋼電力株式会社 名護支店
税入印 税務課付欄

10月分 割合 5% ¥2,261
 $(4,570 - 47) \div 2 = 2,261$

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 80269-119-2-4
ご契約種別 低圧電力
平成 30年11月分

領収金額	4,248 円
料金	4,164 円
再エネ賦課金	84 円

【再掲】
消費税等相当額 314 円
燃料費調整額 23.49 円

ご使用量 29 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	12月17日	日 附 印
金融機関取扱い期日	12月27日	出納済
コンビニ等取扱い期日	1月 6日	30.12.10

神鋼電力株式会社 名護支店
税入印 税務課付欄

11月分 割合 5% ¥2,124
 $(4,248 \div 2) = 2,124$

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 80269-119-2-4
ご契約種別 低圧電力
平成 30年12月分

領収金額	4,084 円
料金	4,152 円
再エネ賦課金	81 円
精算金額	-149 円

【再掲】
消費税等相当額 302 円
燃料費調整額 28.04 円

ご使用量 28 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	1月17日	日 附 印
金融機関取扱い期日	1月25日	出納済
コンビニ等取扱い期日	2月 6日	31. 1. 21

神鋼電力株式会社 名護支店
税入印 税務課付欄

12月分 割合 5% ¥2,042
 $(4,084 \div 2) = 2,042$

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

事務所費
電気料
低圧従量

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60289-118-2-4
ご契約種別 低圧電力
平成 31年 2月分

預収金額	4,206 円
料金	4,131 円
再エネ賦課金	75 円

【再掲】
消費税等相当額 311 円
燃料費調整額 39.80 円

ご使用量 26 kWh

切り取りずみ金機機関 コンビニエンスストア等へお出しください

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A.ご依頼人控)

支払期日	3月18日	31. 2. 25
金機機関 取扱期限日	3月28日	
コンビニ等 取扱期限日	4月7日	

神電電力株式会社
名護支店

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60289-118-2-4
ご契約種別 低圧電力
平成 31年 3月分

預収金額	4,204 円
料金	4,129 円
再エネ賦課金	75 円

【再掲】
消費税等相当額 311 円
燃料費調整額 32.24 円

ご使用量 26 kWh

切り取りずみ金機機関 コンビニエンスストア等へお出しください

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A.ご依頼人控)

支払期日	4月15日	31. 3. 18
金機機関 取扱期限日	4月25日	
コンビニ等 取扱期限日	5月5日	

神電電力株式会社
名護支店

2月分 2103
(4206 ÷ 2 = 2103)

3月分 2102
(4204 ÷ 2 = 2102)

上下水道料金
(納付書兼領収証)
平成30年 8月 7日発行

水道番号 0114-1773-02
検針日：平成30年 5月13日
末松 文信 様

給水 名護市宇宮里448番地の5
場所 201
平成30年 4月～平成30年 5月分
発行期限 平成30年 8月 7日

用途	営業用
使用水量	2 ^m
上水道料金	4,104 ^円
下水道料金	1,836 ^円
督促手数料	100 ^円
合計金額	6,040 ^円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
名護市協成銀行のみ取扱可
名 収入印紙不要
30. 8. 7
納付期限後
領収不可
上記の金額を領収しました。

料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間
は保存して下さい。(お客様控え)

4~5割 割合5% ¥2,970

$((6,040 - 100) \div 2 = 2,970)$

上下水道料金
(納付書兼領収証)
平成30年 8月 2日発行

水道番号 0114-1773-02

末松 文信 様

給水 名護市宇宮里448番地の5
場所 201
平成30年 6月～平成30年 7月分
発行期限 平成30年 8月23日

用途	営業用
使用水量	4 ^m
上水道料金	4,104 ^円
下水道料金	1,836 ^円
督促手数料	^円
合計金額	5,940 ^円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
出納済
収入印紙不要
30. 8. 20
沖縄海邦銀行
納付郵便振替
口座
上記の金額を領収しました。

料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間
は保存して下さい。(お客様控え)

6~7割 割合5% ¥2,970

$(5,940 \div 2 = 2,970)$

上下水道料金督促状
(納付書兼領収証)
平成30年11月 9日発行



水道番号 0114-1773-02

末松 文信 様

給水 名護市宇宮里448番地の5
場所 201
平成30年 8月～平成30年 9月分
発行期限 平成30年11月26日

用途	営業用
使用水量	4 ^m
上水道料金	4,104 ^円
下水道料金	1,836 ^円
督促手数料	100 ^円
合計金額	6,040 ^円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
収入印紙不要
30. 11. 14
沖縄海邦銀行
納付郵便振替
口座
上記の金額を領収しました。

料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間
は保存して下さい。(お客様控え)

8~9割 割合5% ¥2,970

$(6,040 - 100) \div 2 = 2,970$


事務所費
水道

上下水道料金
(納付書兼領収証)
平成30年12月 4日発行
水道番号 0114-1773-02

末松 文信 様
給水 名護市宇宮里448番地の5
場所 201
平成30年10月~平成30年11月分
支払期日 平成30年12月25日

用途	営業用
使用水量	3 m ³
上水道料金	4,104 円
下水道料金	1,836 円
督促手数料	円
合計金額	5,940 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
収入印紙未貼
31.12.10
上記の金額を領収しました。

領収書は、収入印紙を貼付し、収入印紙の裏面に「収入印紙」の文字を記載し、領収書の裏面に貼付してください。(お客様控え)



10~11月分 割合5% ¥2970
(5940 ÷ 2 = 2970)

上下水道料金
(納付書兼領収証)
平成31年 2月 4日発行
水道番号 0114-1773-02

末松 文信 様
給水 名護市宇宮里448番地の5
場所 201
平成30年12月~平成31年 1月分
支払期日 平成31年 2月25日

用途	営業用
使用水量	2 m ³
上水道料金	4,104 円
下水道料金	1,836 円
督促手数料	円
合計金額	5,940 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
収入印紙未貼
31.2.13
上記の金額を領収しました。

領収書は、収入印紙を貼付し、収入印紙の裏面に「収入印紙」の文字を記載し、領収書の裏面に貼付してください。(お客様控え)


12月~(1月分) 割合5%
¥2970
(5940 ÷ 2 = 2970)

上下水道料金
(納付書兼領収証)
平成31年 4月 2日発行
水道番号 0114-1773-02

末松 文信 様
給水 名護市宇宮里448番地の5
場所 201
平成31年 2月~平成31年 3月分
支払期日 平成31年 4月23日

用途	営業用
使用水量	2 m ³
上水道料金	4,104 円
下水道料金	1,836 円
督促手数料	円
合計金額	5,940 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
収入印紙未貼
31.4.4
上記の金額を領収しました。

領収書は、収入印紙を貼付し、収入印紙の裏面に「収入印紙」の文字を記載し、領収書の裏面に貼付してください。(お客様控え)

2月~3月分 割合5%
¥2970
(5940 ÷ 2 = 2970)

事務所概要申告票

議員名 末松 文信

1. 物件の所在

住所	名護市宮里448-5 琉興ビル201	
電話番号	0980-43-5280	

2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件


※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 (株式会社 南部再資源センター) ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

末松 文信 

賃貸人 氏名 株式会社 南部再資源センター 

住所 糸満市西崎町5丁目3番9

事務所費充当状況申告票

議員名 末松文信

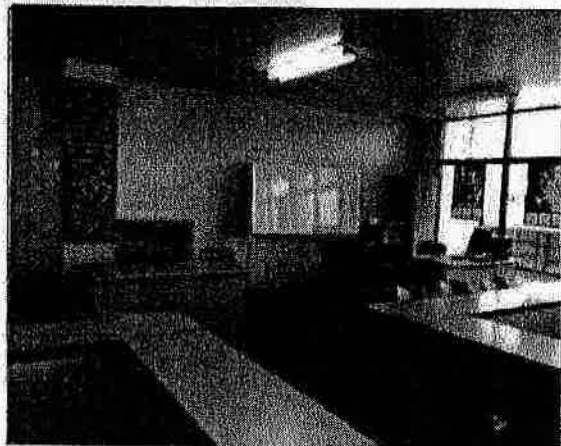
1. 事務所の状況

住所 名護市宮里448-5 琉興リースビル.201(貸ビル)

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合 50%

充当割合の説明: 自民党名護支部事務所と併設のため。

(関係経費)	
家賃(月額)	<u>90,000</u> 円
その他	<u>共益費 3,000</u> 円
	円

(充当額)	
家賃(月額)	<u>45,000</u> 円
その他	<u>1,500</u> 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

末松文信



事務所費

建物賃貸借契約書

賃貸人(以下「甲」という)と賃借人(以下「乙」という)並びに乙の連帯保証人(以下「丙」という)とは、以下の条項により、建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結し、それを証するため本契約書2通を作成し、甲及び乙はその1通を捺印する。

(1) 賃貸借の目的物

所在地	兵庫県姫路市平宮里448-5		
名称	旭興ビル		
棟番号	3階建		
築年月	1991年11月		
住戸番号	201号室	専有面積	119㎡
行	敷地内駐車場		間取り

(2) 契約期間

開始	2017年7月1日	から	2019年7月1日	までの	2年間
----	-----------	----	-----------	-----	-----

(3) 賃料等

賃料	月額 90,000円		
共益費	月額 3,000円		
庄重増代	0円		
礼金	0円		
敷金	50,000円		
保証委託料	0円		
家財保険料	0円		
更新料	無し		

毎月30日までに、翌月分を「口座振込」の方法で支払う。
 独立手数料等は乙の負担とする。

振込先	瑞球銀行 (普通)	支店
口座名義	(株)南都再資源化センター 瑞球メンテナンス管理室	

(4) 特約事項

乙は、賃貸の過去時に次に掲げる費用を負担する。

- ① 畳の巻替えは、入居期間が短期間であっても1枚3,500円(税別)で張り替えるものとする。
- ② ハウスクリーニング代は、甲の指定する業者へ依頼し、退去の立ち会いを行うものとする。
- ③ ハウスクリーニングにかかる電気・水道代として、一律1,000円~2,000円をいただくものとする。
- ④ カパの交換費(税別)は、乙の負担とする。

電灯	共同電灯力一ノ石センター 0120-588-380
水道	名瀬市役所水道課 0890-53-1212(代)
ガス	沖繩協同ガス 0960-52-3119

(5) 契約の当事者

貸与人(甲)	住所	沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地9
	氏名	株式会社南都再資源化センター TEL: 098-995-0360
賃借人(乙)	住所	名瀬市大正5-5
	氏名	末松文信 TEL: [REDACTED]
	同居人氏名	TEL: [REDACTED]
連帯保証人(丙)	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED] TEL: [REDACTED]

第1条(総則) 甲は、前条(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という)を本契約に定める条件により乙に賃貸し、乙は本物件を賃借する。

第2条(使用目的) 乙は、乙および乙の同居人の居住のみを目的として使用しなければならぬ。

第3条(同居人) 本物件に入居する人は、前条(5)に記載するおおよそその同居人とする。

第4条(契約期間) 1 契約期間は、前条(2)に記載のとおりとする。
 2 甲および乙は、前条(2)に記載のとおり、本契約を更新することができる。
 3 乙および乙の同居人が本物件を退去した場合は、契約期間中であっても、本契約は終了する。

第5条(賃料) 1 乙は、前条(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
 2 1か月に満たない期間の賃料は、その月の日数での日割計算した額とする。
 3 甲および乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議のうえ、賃料を改定することができる。
 ① 土地主または建物に對する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 ② 土地主または建物の面世の士界または地下その他の経済事情の増減により賃料が不相当となった場合
 ③ 近隣同種の建物の賃料と比較して、賃料が不相当となった場合

第6条(共益費) 1 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要経費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という)に充てるため、共益費を、その定めのある場合は、甲に支払うこととする。
 2 前項の共益費は、前条(3)の記載に従い、支払わなければならない。
 3 1か月に満たない期間の共益費は、その月の日数での日割計算した額とする。
 4 甲および乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議のうえ、共益費を改定することが出る。

第7条(敷金) 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、前条(3)の記載する敷金を甲に預け入れることとする。
 2 乙は、本契約を明退すまでの間、敷金を充てて賃料、共益費その他の債務と相殺することができる。
 3 甲は、本物件の損壊しがあったときは、賠償なく、敷金の全部を無利息で乙に返還しなければならない。
 4 前項の規定に基づき甲が敷金を返還する場合は、甲は、本物件の損壊し等に、賃料の滞り、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合は、当該債務の額を敷金から差引くことができる。
 5 前項の規定に基づき甲が債務の額を敷金から差引く場合は、甲は、敷金から差引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

第8条(滞滞損没金) 乙は、前条(4)に規定する支払期日までに賃料および共益費の全部または一部を支払わなかったときは、滞滞した額に別し、当該滞滞の翌日から当該滞滞および共益費の支払日までの日数に応じ、年14.6%の割合による滞滞損害金を甲に支払わなければならない。

第9条(禁止する制限される行為) 1 乙は、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。
 2 乙は、本物件の使用、改築または改造を行ってはならない。
 3 乙は、本物件の使用に際し、別表1に規定する行為を行ってはならない。
 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の同意を得ることなく、別表2に掲げる行為を行ってはならない。
 5 乙は、本物件の使用にあたり、別表3に掲げる行為を行ってはならない。
 6 乙が暴力団等の関係者等と関係する行為を行ってはならない。
 7 乙の相続人は、乙が死亡した場合には、直ちに甲に通知しなければならない。

第10条(修繕)

- 1 甲は、別表4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができる。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

第11条(費用負担)

- 1 乙は本物件で使用する電気、ガス、上下水道、電話等の諸料金、その他乙の生活から生じる一切の諸料金、ならびに自治会費等の諸費用を負担する。
- 2 乙または同居者は、本契約が存続する間、継続して住宅総合保険に加入し、その費用を負担する。

第12条(契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
 - ①第5条第1項に規定する賃料支払義務
 - ②第6条第2項に規定する共益費支払義務
 - ③前条第1項後段に規定する費用負担義務
- 2 甲は、乙が次の各号に掲げる項目に該当した場合において、当該項目に該当したことにより、本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - ①第2条に規定する本物件の使用目的違反義務に違反したとき
 - ②第9条各号に規定する乙の義務に違反したとき
 - ③その他本契約書に規定する乙の義務に違反したとき
- 3 乙が、本物件を甲に無断で16日以上に渡って引き留めて置いたとき、しかも、その間に乙から甲に対して、何等の連絡もなかった場合には、その留守期間の満1カ月目をもって、乙は本契約を解除したと認める。

第13条(解約の申入れ)

- 1 甲は、乙に対して少なくとも180日前に正当な事由に基づき書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
- 2 乙は、甲に対して少なくとも30日前に書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙は、解約の申入れの日から30日分の賃料・共益費(本契約の締結後の賃料相当額・共益費相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過するまでの間、臨時に本契約を解約することができる。
- 4 本条項の解約申入れの日は、当事者がその書面を相手方に出した郵便物の消印をもって充てる。

第14条(明渡し)

- 1 乙は、本契約が終了する日までに第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに、明け渡しをしなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 乙は、前項前段の明渡しをするときは、明渡し日を直前に甲に通知しなければならない。
- 3 甲および乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容および方法について協議することとする。
- 4 乙は、本契約が終了した後において本物件を明け渡さないときは、不法居住による賠償金として契約終了日の翌日から明渡し日までの期間につき、賃料および共益費の日割額の2割に相当する金額を甲に支払わなければならない。但し、甲は、特別の事情があるとき、これを減額し、または免除することができる。

第15条(甲入居)

- 1 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

第16条(運搬債務)

本契約上生じる乙の甲に対する一切の債務は、丙が運搬して履行義務を負うこととする。
なお、丙は本契約が更新された後も、引き続き運搬保証人としての責めを負うものとする。

第17条(天災および収用)

天災、地震、その他甲の責めに帰することのできない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったとき、また、将来都市計画等により本物件が収用、または使用を制限され賃貸借契約を維持することができなくなったときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害については甲は其の責めを負わないものとする。

第18条(法人契約)

- 1 乙が法人の場合は、原則として入居者を定め、入居者の入れ替えはできないものとする。また、乙は入居者に本契約各条等を遵守せよとせなければならない。
- 2 本契約終了の際、乙は責任をもって入居者を立退かせ、本物件の完全な明渡しを行わなければならない。

第19条(代理交渉)

乙は、本物件、本契約の内容に関し、甲に対して団体、個人を問わず弁護士以外の代理人による交渉を行わないものとする。

第20条(規定外事項および原簿)

甲および乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決することとする。

第21条(管轄裁判所)

甲および乙は、本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄所とすることに合意する。

第22条(特約条項)

別表第4(4)に記載のとおり。

別表第1(第9条第3項関係)

- ① 銃砲、刀剣または銃砲類、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- ② 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または搬出すること
- ③ 排他管を敷設せよと定めるおそれのある液体を流すこと
- ④ 大量温水、スチール等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと
- ⑤ 水、油、馬、鳥等の動物を飼育すること
- ⑥ 本物件を故意に損傷すること
- ⑦ 共同生活の秩序を乱す行為をすること

別表第2(第9条第4項関係)

- ① 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
- ② 本物件、および階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- ③ 別表第5(5)に記載する同居人に新たに親族を追加すること
- ④ 別表第5(5)に記載する同居人に新たに親族(事実上の同居関係と同居の事情にあるその他の親族の平約人を含む)以外の人を追加すること
- ⑤ 本物件の装飾物その他の工作を加えること
- ⑥ 敷地内に工作物を築造し、または敷地の開状を変更すること
- ⑦ 玄關の壁の取替え、取付けを行うこと

別表第3(第9条第5項関係)

- ① 別表第5(5)に記載する同居人に新たに親族を追加すること
- ② 14日以上長期して本物件を留守にすること
- ③ 乙および丙の氏名・勤務先・連絡先等に変更があったとき
- ④ 乙が破産等の申立てを行ったとき
- ⑤ 本物件が罹災し、または損傷するおそれが生じたとき

別表第4(第10条関係)

- ① 畳裏の取替え、裏返し ② 障子紙・ふすま紙の張替え ③ 障子、障子紙の取替え ④ ビューズの取替え
- ⑤ 給水栓(いすきん)の取替え ⑥ 排水栓(パッキン)の取替え ⑦ その他費用が膨大な修繕

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月私	コピー機リース代 4月～3月分 @10,260×12	123,120	1/2	61,560
5/23	コピーカウント 4月分	5,185	1/2	2,592
6/23	コピーカウント 5月分	5,347	1/2	2,673
7/24	コピーカウント 6月分	16,817	1/2	8,408
8/23	コピーカウント 7月分	15,493	1/2	7,746
9/25	コピーカウント 8月分	26,981	1/2	13,490
10/23	コピーカウント 9月分	12,861	1/2	6,430
11/24	コピーカウント 10月分	12,078	1/2	6,039
12/25	コピーカウント 11月分	7,616	1/2	3,808
1/23	コピーカウント 12月分	14,685	1/2	7,342
2/23	コピーカウント 1月分	6,172	1/2	3,086
3/23	コピーカウント 2月分	7,174	1/2	3,587
4/23	コピーカウント 3月分	7,526	1/2	3,763
5/1	固定電話 4月分	14,039	その他	3,598
5/31	固定電話 5月分	7,622	1/2	3,810
7/2	固定電話 6月分	7,179	1/2	3,589
7/31	固定電話 7月分	12,358	その他	3,598
8/31	固定電話 8月分	18,050	その他	3,598
10/1	固定電話 9月分	17,754	その他	3,598
10/31	固定電話 10月分	9,964	その他	3,598
11/30	固定電話 11月分	6,924	1/2	3,462
1/4	固定電話 12月分	13,121	その他	3,598
1/31	固定電話 1月分	7,067	1/2	3,533
2/28	固定電話 2月分	11,272	その他	3,598
4/1	固定電話 3月分	13,582	その他	3,598
事務費 充当合計				173,702

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 8D10V06

発行日 平成30年 4月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪府
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

4月分 5/10 ¥5,130

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び貸借料

SHARP

領収証

領収証番号 8E10C81

発行日 平成30年 5月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-1-3 大塚ビルディング
シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

5分 割合 ¥5130

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び(賃借料)

SHARP

領収証

領収証番号 8F11U62

発行日 平成30年 6月11日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ￥10,260

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪商
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

6月分 5% ￥5,130

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 8G10C54

発行日 平成30年 7月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪府
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

7月分割合 5/10 ¥5,130

充当割合 * (1/20) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 8H10U00

発行日 平成30年 8月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ¥10,260

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務者承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪
ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

8分 雑5% ¥5130

充当割合 * (1/20) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 8110B38

発行日 平成30年 9月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

訂記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号



9月分 5% ¥5130

充当割合 * (1/20) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 8J10T08

発行日 平成30年10月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正しく領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

10月分 5% ¥5130

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 8K10A60

発行日 平成30年11月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪府
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号



11月分 5/10 ¥5130

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び(賃借料)

SHARP

領収証

領収証番号 8L10S31

発行日 平成30年12月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪府
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

12月分割合5% ¥5130

充当割合 * (1/2) 充当割合(政務活動費以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 9A10983

発行日 平成31年 1月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ￥10,260

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大塚ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

10% 手数料 ￥5130

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機

使用料及び賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 9B11R55

発行日 平成31年 2月11日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪南
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

2月分 5%

¥5,130-

充当割合* (5/10) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

SHARP

領収証

領収証番号 9C11911

発行日 平成31年 3月11日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪府
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

3月2日 5/10 ¥5130

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2018年 5月28日
領収証No. : 180500163950

末松文信事務所 御中

¥5,185-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2018年 5月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

4月分案分 5/10

5,185 ÷ 1/2 = 2,592

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2018年 6月28日
領収証No. : 180600166286

末松文信事務所 御中

¥5,347-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2018年 6月25日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

5A分案分 5/10

5347 + 1/2 = 2673A

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2018年 7月26日
領収証No. : 180700167899

末松文信事務所 御中

¥16,817-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2018年 7月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

6月分案分 5/10

16,817 + 1/2 = 8,408円

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2018年 8月28日
領収証No. : 160800169341

末松文信事務所 御中

¥15,493-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2018年 8月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

7A分業分 $\frac{5}{10}$

15,493 \div $\frac{1}{2}$ = 7,746.5

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2018年 9月28日
領収証No. : 180900171195

末松文信事務所 御中

¥26,981-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2018年 9月25日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

8A分案分 5%

26,981 ÷ 2 = 13,490A

充当割合 * (1/20) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2018年10月26日
領収証No. : 181000172334

末松文信事務所 御中

¥12,861-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2018年10月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

9A分率 5/10

12,861 ÷ 2 = 6,430円

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び貸借料

領収証

Canon

発行日 : 2018年11月29日
領収証No. : 181100174095

末松文信事務所 御中

¥12,078-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2018年11月26日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

10月分 5/10

12,078 + 1/2 = 6,039円

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2018年12月28日
領収証No. : 181200175822

未松文信事務所 御中

¥7,616-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2018年12月25日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

11月分 5/10

7616 ÷ 2 = 3808円

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機

使用料及び賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2019年 1月28日
領収証No. : 190100177015

末松文信事務所 御中

¥14,685-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2019年 1月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

12月分案分 5/10

14,685 \div 2 = 7,342.5

充当割合 * (1/2) (政務活動以外が含まれるので案分)

事務費

複写機
使用料及び賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2019年 2月28日
領収証No. : 190200178709

末松文信事務所 御中

¥6,172-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2019年 2月25日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

1月分 5% ¥3,086

(6,172 ÷ 2 = 3,086)